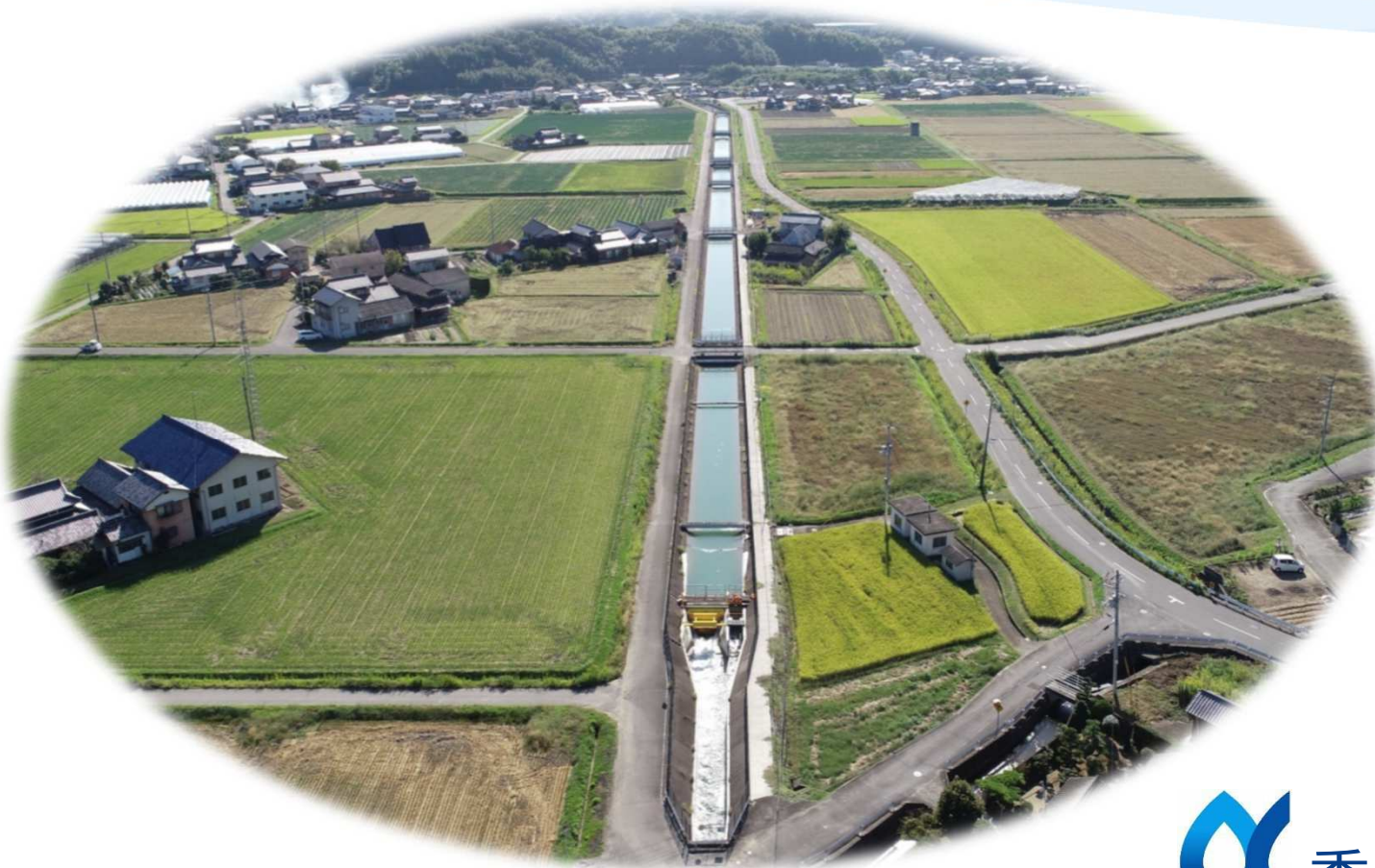


第1回 香川県広域水道企業団水道事業等審議会



香川用水山田開水路（綾川町）

令和5年7月27日

 香川県広域水道企業団

目次

水道事業の課題と広域化の目的等	1	基本計画と現状との比較	12
香川県広域水道企業団の概要	2	水道法改正の概要	21
香川県水道広域化基本計画の概要	5	料金統一化、基本計画関係スケジュール	24
(参考) 基本計画に基づく統一料金の考え方	11		

水道事業の課題と広域化の目的等

◆ 水道を取り巻く課題

- 人口減少等に伴う **料金収入の減少**
- 施設の老朽化による **更新需要の増大**
- 南海トラフ地震などの **大規模災害**や **渇水への備え**
- 職員の大量退職等に伴う次世代への **技術継承の困難化**
- 香川用水の取水制限の **頻発化**及び自己水源の **水質悪化**



◆ 広域化の目的

将来にわたる安全・安心な水の安定的供給

◆ 見込まれる効果

- ◎スケールメリットを生かした経費削減や業務効率化
- ◎人員の適正配置と機動性の高い柔軟な組織体制の構築
- ◎計画的な施設整備や官民連携による技術の継承
- ◎水源の一元管理による円滑な水融通

→ **広域化により運営基盤の強化や住民サービスの向上を図る**



H30.4.1
全国初
「**県内一水道**」
の実現

※17団体
(直島町を除く8市8町と
県)の**水道事業**
を統合

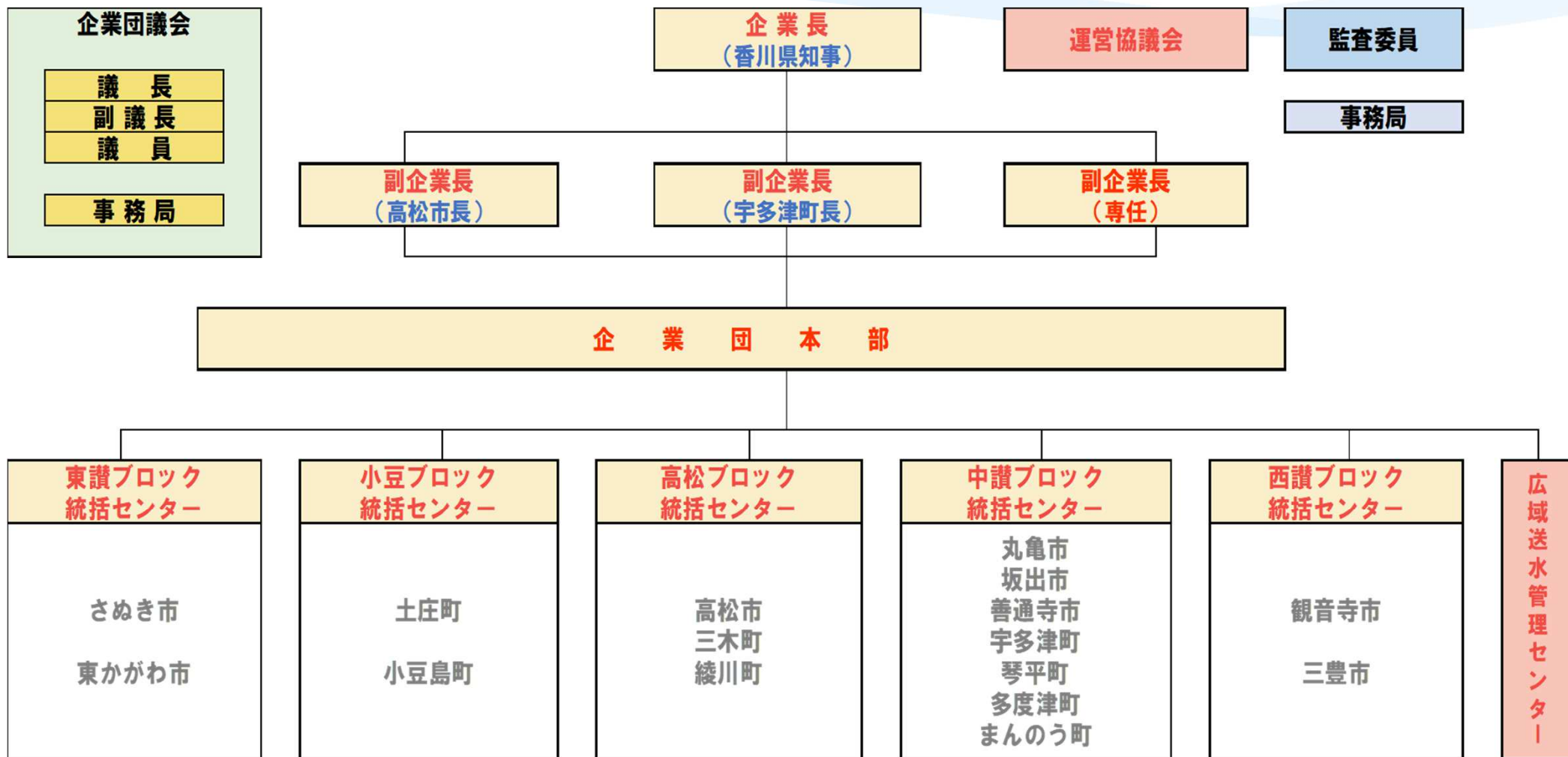


香川県広域水道企業団の概要

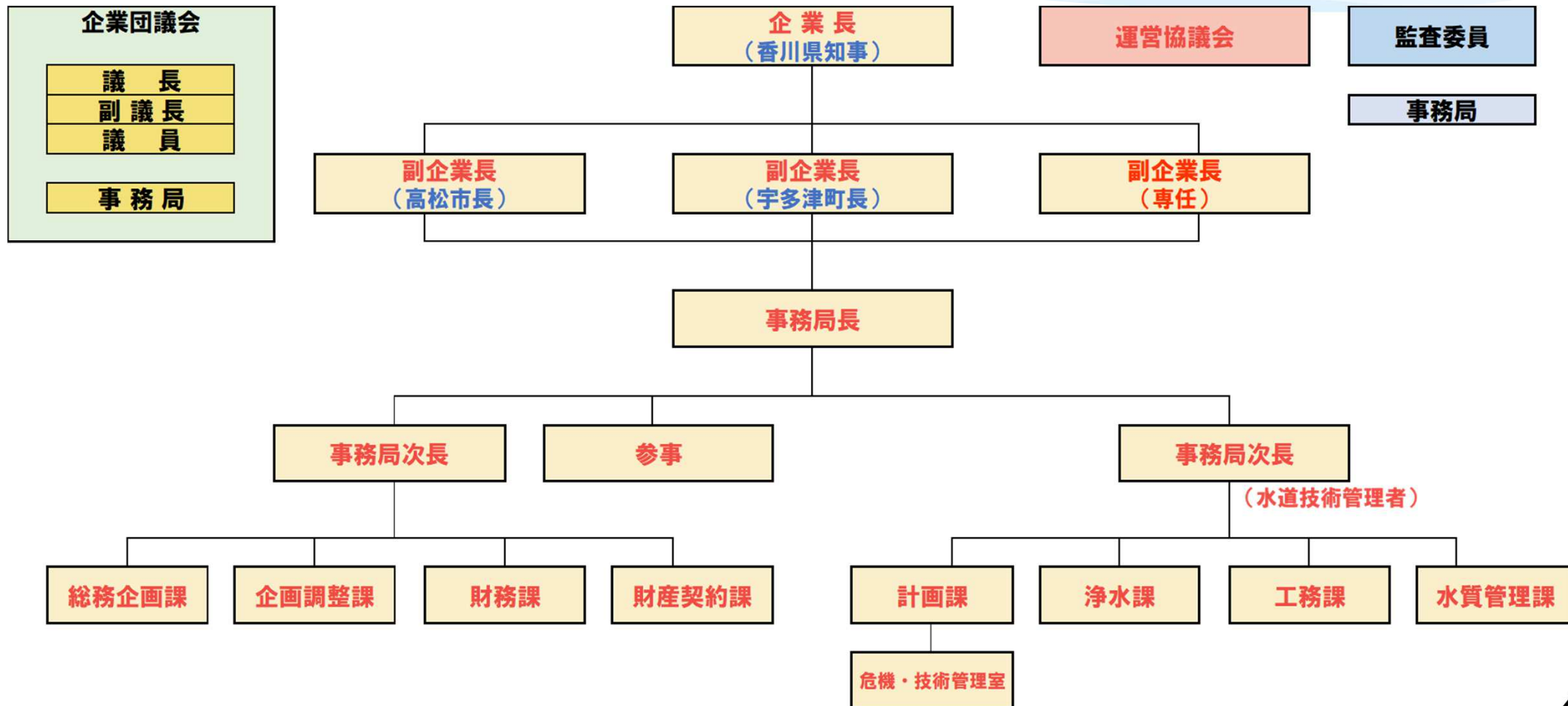


項目	内容
設立年月日	平成 29 年 11 月 1 日
企業長	池田豊人 (香川県知事)
事業内容	水道事業 及び 工業用水道事業
事業開始年月日	平成 30 年 4 月 1 日
給水区域	県内 8 市 8 町 (水道事業) 県内 2 市 1 町 (工業用水道 事業)
給水人口	934,771人 (令和3年度)
職員数 (正規)	461人 (令和5年4月1日現在)

香川県広域水道企業団の概要 全体組織図



香川県広域水道企業団の概要 本部組織図



香川県水道広域化基本計画の概要①

基本計画の性格

- 平成27年4月に設置した「香川県広域水道事業体設立準備協議会」における検討・議論を踏まえ、県内水道事業の広域化に係る主要事項について、基本的な方針をとりまとめたものであり、企業団の運営、事業経営の指針となるものである。

広域化の検討経緯

- 平成22年 水道関係有識者で構成する**香川県水道広域化専門委員会**の設置
→ 知事へ「県内水道広域化・一元化を提言」（平成23年3月）
- 平成23年 知事及び8市9町長で構成する**香川県水道広域化協議会**の設置
- 平成25年 **香川県広域水道事業体検討協議会**の設置
- 平成27年 **香川県広域水道事業体設立準備協議会**（法定協議会）の設置
- 平成29年 県及び8市8町が「**香川県水道広域化基本計画**」等に合意、基本協定を締結（8月） → **香川県広域水道企業団 設立**（11月）
- 平成30年 **香川県広域水道企業団 事業開始**（4月）

香川県水道広域化基本計画の概要②

水道料金に関する基本方針

- 令和9年度末までは、旧水道事業体の料金体系を用い、広域水道施設整備事業終了後の令和10年度に水道料金を統一する。
- 水道料金の統一に当たっては、料金体系の統一を行う必要があることから、需要者が最も多い高松市の料金体系を軸に統一することを基本とする。

香川県水道広域化基本計画の概要③

施設整備に関する基本方針

- 円滑な水融通を行うために必要な施設を整備する。（広域水道施設整備）
- 香川用水及び県内自己水源は、水利権水量の範囲内で、効率的に活用する。
- 合理的かつ経済的と考えられる施設は継続して運用し、統合等により整理できる施設は運用を休止又は廃止する。
- 施設の再編にあわせ、水源の整理を行う。
- 更新需要のピーク時期や規模を踏まえ、施設区分ごとの状況を踏まえた更新基準を設定し、重要度や優先度、事業の平準化等を考慮した更新整備事業計画を策定する。
- 統合等により整理できる施設等は休止又は廃止する一方、運営する施設の機能を効率的に活用することにより、更新需要を抑制する。

香川県水道広域化基本計画の概要④

財政収支に関する基本方針

- 国の交付金制度を活用する令和9年度までは、旧水道事業体ごとに区分経理を行う。
- 事業体間の公平性を保つため、旧水道事業体ごとに費用と収益のバランスを確認しながら、水道料金を適切に設定することで、令和9年度における内部留保資金を料金収入の50%程度となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるよう財政運営を行う。

香川県水道広域化基本計画の概要⑤

財政収支の試算条件

目標年度	令和9年度	
検討対象	事業費(浄水場、配水池、管路)、浄水場運営費、人件費等	
広域化施設整備費	水道施設の効率的な運用のため、浄水場の統廃合等を実施する上で必要となる施設の整備費を計上する。	
水道施設更新事業費	令和9年度までに必要となる更新事業費を計上する。	
補助金等	国の交付金	水道事業運営基盤強化推進事業費として交付要綱に基づき算出する。交付率は、対象事業費の3分の1を基準とし、更にその65%で試算する。
	一般会計繰出金	現状の繰出金は引き続き繰出しを受ける。 区分経理期間中において、水道料金の著しい値上げ（1回の料金改定につき、平均改定率10%を超える改定）を回避するために必要な額を一般会計から繰出しを受ける。ただし、国の交付金（水道事業運営基盤強化推進事業）の額を上限とする。
人件費	事業統合に向けて人員の削減を見込み、効率化を図る。	
供給単価	①各年の内部留保金を負としない。 ②区分経理最終年度の令和9年度における内部留保金を料金収入の50%程度となるようにするとともに、企業債残高を料金収入の3.5倍以内となるようにする。	

香川県水道広域化基本計画の概要⑥

(単位：百万円)

財政収支の試算結果

		30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計 (30~9年度)		
収益的収支	収入	料金収入	19,765	19,664	19,459	19,348	19,243	19,192	19,123	19,018	18,913	18,864	192,589	
		その他	2,556	2,564	2,585	2,602	2,639	2,675	2,697	2,694	2,687	2,704	26,402	
		計	22,321	22,228	22,043	21,951	21,883	21,866	21,820	21,712	21,600	21,567	218,991	
	支出	人件費	3,660	3,660	3,436	3,417	3,417	3,417	3,417	3,417	3,417	3,417	34,678	
		支払利息	1,090	1,061	1,039	1,006	970	944	929	929	936	954	9,860	
		減価償却費	7,927	8,284	8,526	8,608	8,649	8,786	8,971	9,227	9,411	9,636	88,026	
物件費・その他		6,793	6,779	6,678	6,671	6,659	6,607	6,597	6,590	6,578	6,574	66,526		
計	19,470	19,784	19,679	19,702	19,695	19,755	19,915	20,164	20,343	20,582	199,090			
損益		2,850	2,443	2,364	2,248	2,187	2,112	1,905	1,547	1,257	985	19,900		
資本的収支	収入	企業債	4,837	5,065	3,926	3,511	3,802	3,824	4,332	4,216	4,473	4,510	42,496	
		国の交付金	721	1,548	1,579	1,961	1,789	1,779	1,603	1,483	1,444	1,373	15,282	
		他団体繰入金	1,496	1,515	1,503	1,463	1,049	1,126	1,116	889	875	1,055	12,087	
		計	7,054	8,128	7,009	6,935	6,640	6,729	7,051	6,587	6,792	6,938	69,865	
	支出	工事費	更新事業費	11,713	11,445	9,927	9,071	8,564	8,962	9,668	9,014	9,560	9,968	97,892
			広域水道設備費	175	1,852	2,121	2,599	2,648	2,788	2,555	2,342	2,353	1,946	21,377
		(小計)	11,888	13,297	12,048	11,670	11,212	11,750	12,223	11,356	11,913	11,914	119,269	
		企業債償還金	3,507	3,494	3,577	3,588	3,624	3,483	3,440	3,353	3,250	3,121	34,437	
		その他	1,424	1,500	1,055	999	1,083	999	999	999	999	999	11,056	
		計	16,820	18,290	16,680	16,257	15,918	16,231	16,661	15,709	16,162	16,033	164,762	
資本的収支不足額		▲ 9,765	▲ 10,162	▲ 9,672	▲ 9,322	▲ 9,278	▲ 9,502	▲ 9,610	▲ 9,121	▲ 9,370	▲ 9,095	▲ 94,897		
内部留保資金(資金残高)		14,988	13,986	13,615	13,540	13,459	13,199	12,792	12,768	12,378	12,207			
内部留保資金/料金収入		0.76	0.71	0.70	0.70	0.70	0.69	0.67	0.67	0.65	0.65			
企業債残高		58,244	59,815	60,165	60,088	60,266	60,607	61,499	62,361	63,584	64,973			
企業債残高/料金収入		2.95	3.04	3.09	3.11	3.13	3.16	3.22	3.28	3.36	3.44			
供給単価(円/m ³)		178	178	178	178	178	178	179	179	179	179	178		

(注)
各項目の百万円未滿を四捨五入しているため、各項目の合計額は計と一致しない。

基本計画と現状との比較

○基本計画と現状（H30-R04）との比較

- 収益的収支については、料金収入は基本計画の水準を上回っているが、損益は基本計画を下回っている。
- 資本的収支については、工事費（更新・広域施設整備）は基本計画を下回っているにもかかわらず、資本的収支不足額は基本計画を上回っている。

○基本計画と推計【R4.11 ローリング】（R05-R09）との比較

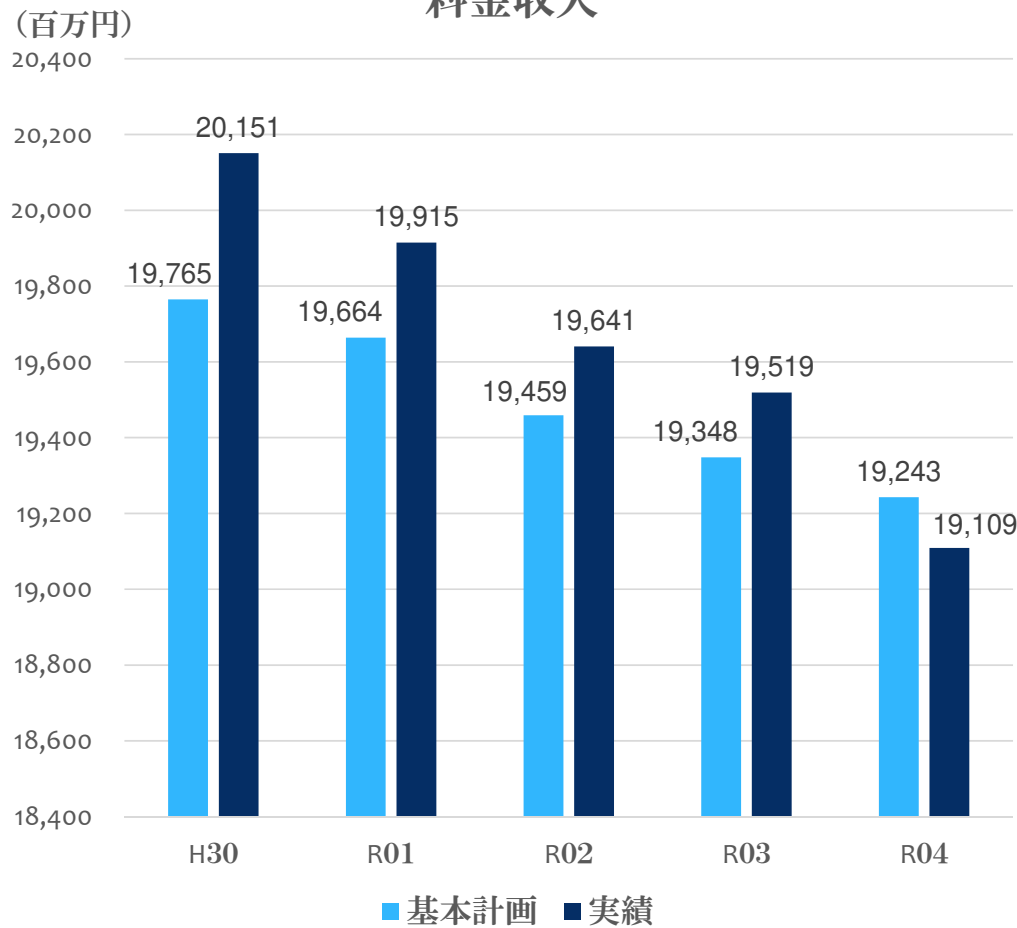
- 収益的収支については、料金収入は基本計画の水準を上回る見込みだが、損益は基本計画を大きく下回る見込みである。
- 資本的収支については、事業計画を見直し、工事費（更新・広域施設整備）を基本計画よりやや上回る計画としたため、資本的収支不足額は基本計画を上回る見込みである。



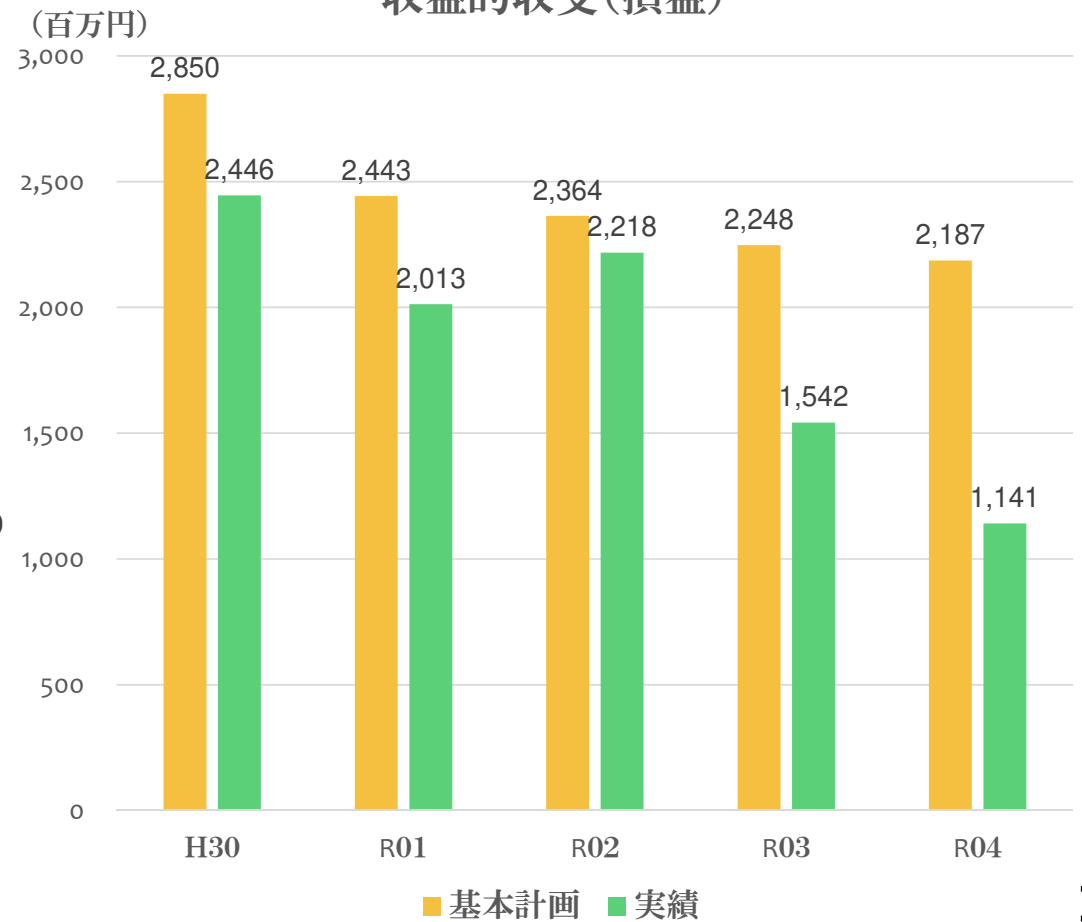
基本計画策定時に比べると企業団の経営状況は厳しい状況にあり、今後も続く見込みである。

【資料】基本計画と現状との比較 収益的収支①（～R04）

料金収入

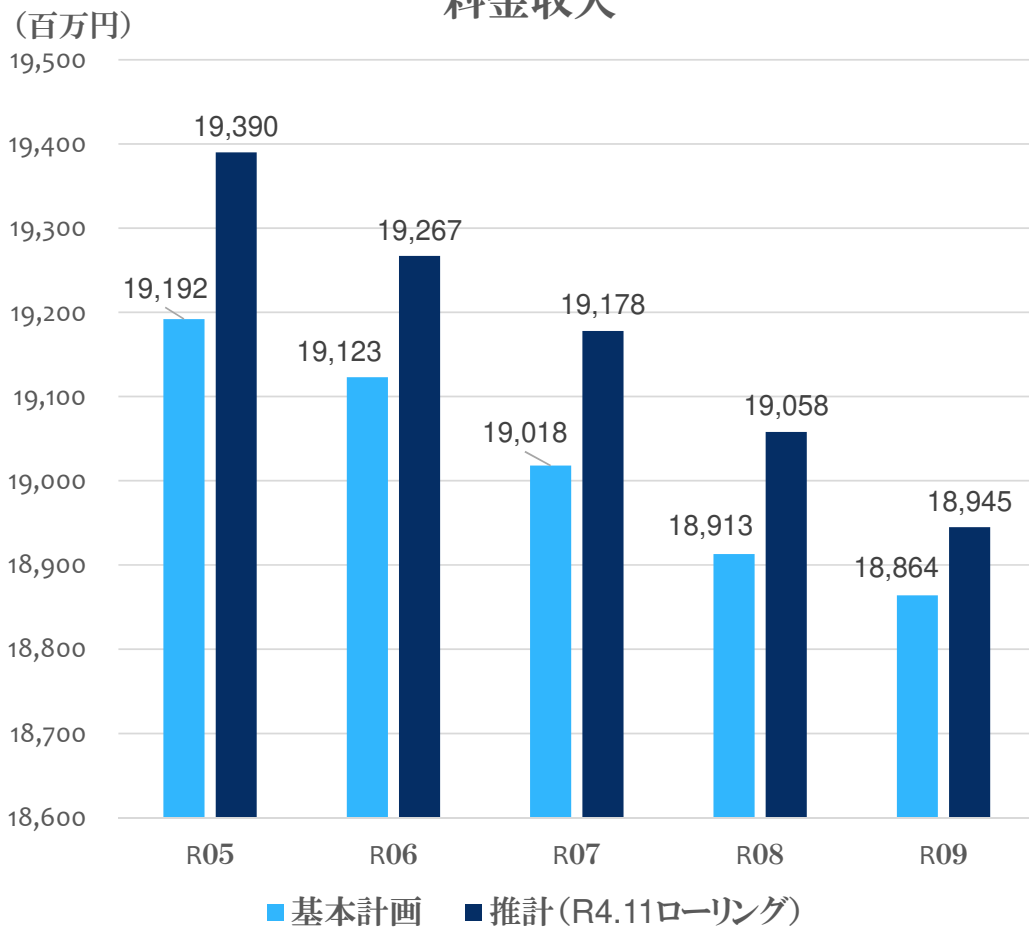


収益的収支(損益)

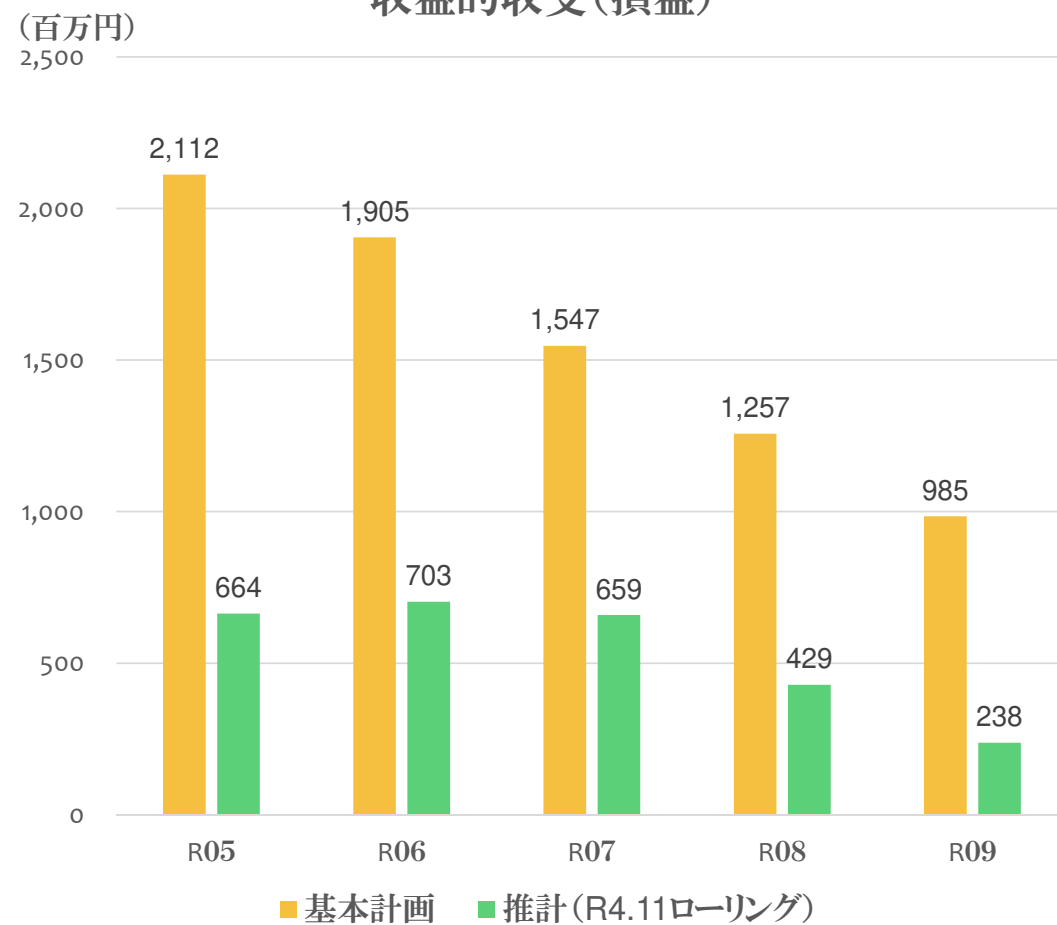


【資料】基本計画と現状との比較 収益的収支②（R05～）

料金収入



収益的収支(損益)



【資料】基本計画と現状との比較 収益的収支③

○基本計画の財政収支見通し

(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
収益的収入	22,321	22,228	22,043	21,951	21,883		21,866	21,820	21,712	21,600	21,567	218,991
収益的支出	19,470	19,784	19,679	19,702	19,695		19,755	19,915	20,164	20,343	20,582	199,090
損益	2,850	2,443	2,364	2,248	2,187		2,112	1,905	1,547	1,257	985	19,900

○令和4年度までの実績及び5年度以降の推計 (R4.11ローリング)

(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
収益的収入	22,618	24,314	22,424	21,933	21,644		21,607	21,501	21,406	21,305	23,823	222,574
収益的支出	20,172	20,301	20,206	20,391	20,503	53	20,943	20,798	20,747	20,876	20,960	205,949
損益	2,446	4,013	2,218	1,542	1,141	△53	664	703	659	429	2,863	16,625

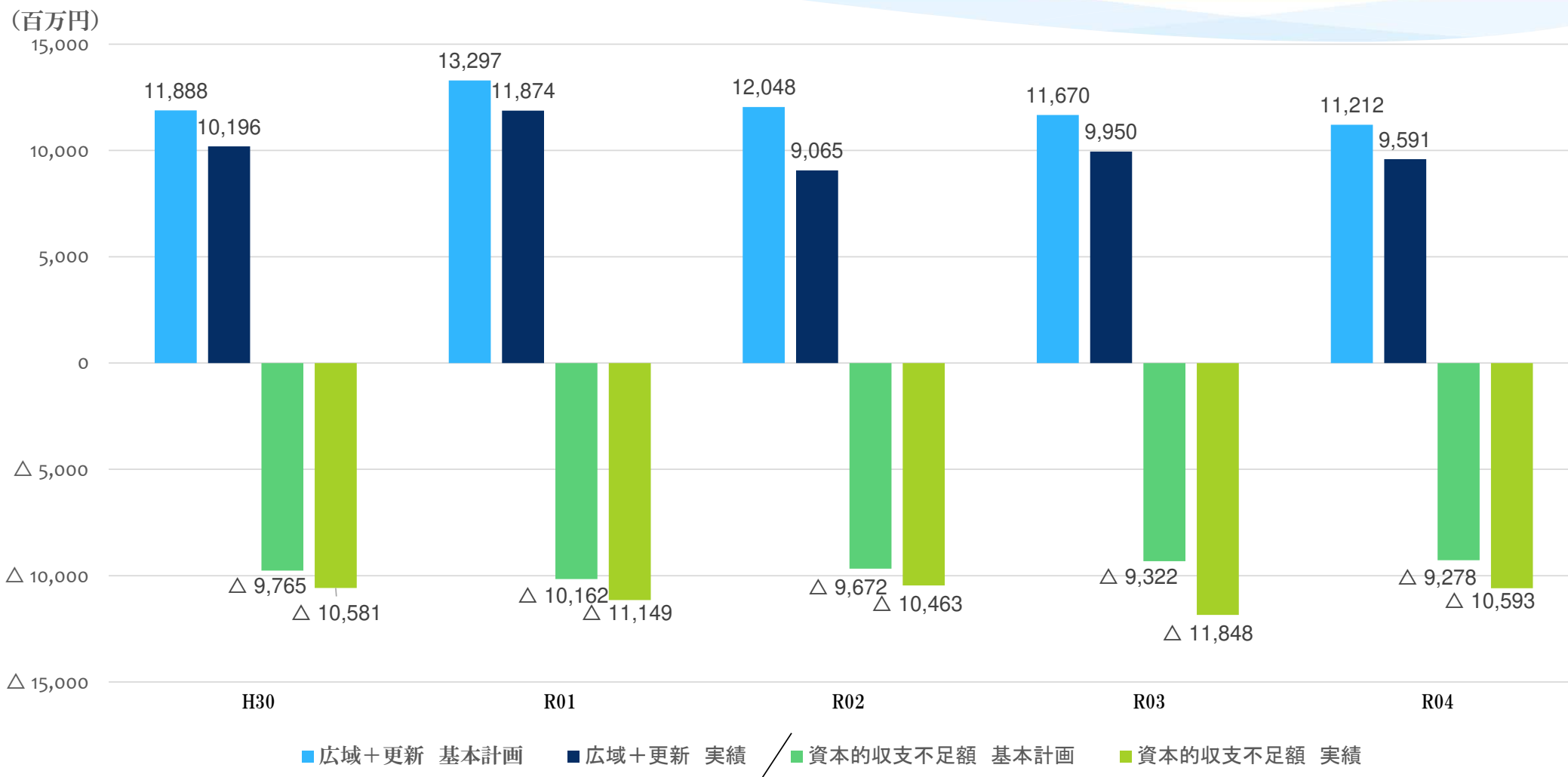
○基本計画と実績・推計との比較 (増減)

(単位：百万円)

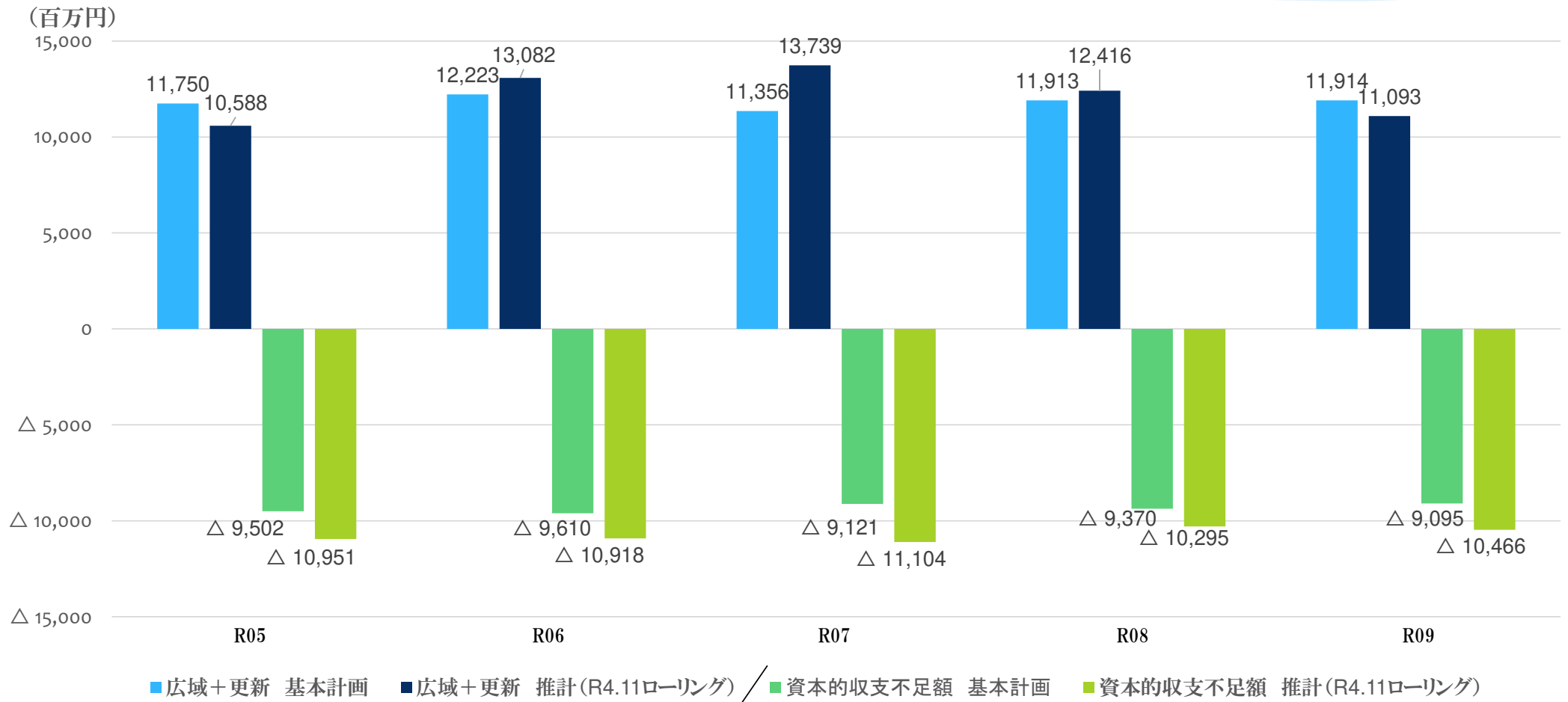
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
収益的収入	297	2,086	381	△18	△239		△259	△319	△306	△295	2,256	3,583
収益的支出	702	517	527	689	808	53	1,188	883	583	533	378	6,859
損益	▲404	1,570	▲146	▲706	▲1,046	▲53	▲1,448	▲1,202	▲888	▲828	1,878	▲3,275

※令和元年度は、旧事業体の庁舎売却益等の特別利益を含む。令和9年度は、修繕引当金の戻入による特別利益を見込む。

【資料】基本計画と現状との比較 資本的収支①（～R04）



【資料】基本計画と現状との比較 資本的収支②（R05～）



【資料】基本計画と現状との比較 資本的収支③

○基本計画の財政収支見通し

(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
資本的収入	7,054	8,128	7,009	6,935	6,640		6,729	7,051	6,587	6,792	6,938	69,865
資本的支出	16,820	18,290	16,680	16,257	15,918		16,231	16,661	15,709	16,162	16,033	164,762
(広域+更新)	11,888	13,297	12,048	11,670	11,212		11,750	12,223	11,356	11,913	11,914	119,269
資本的収支不足額(▲)	▲ 9,765	▲ 10,162	▲ 9,672	▲ 9,322	▲ 9,278		▲ 9,502	▲ 9,610	▲ 9,121	▲ 9,370	▲ 9,095	▲ 94,897

○令和4年度までの実績及び5年度以降の推計 (R4.11ローリング)

(単位：百万円)

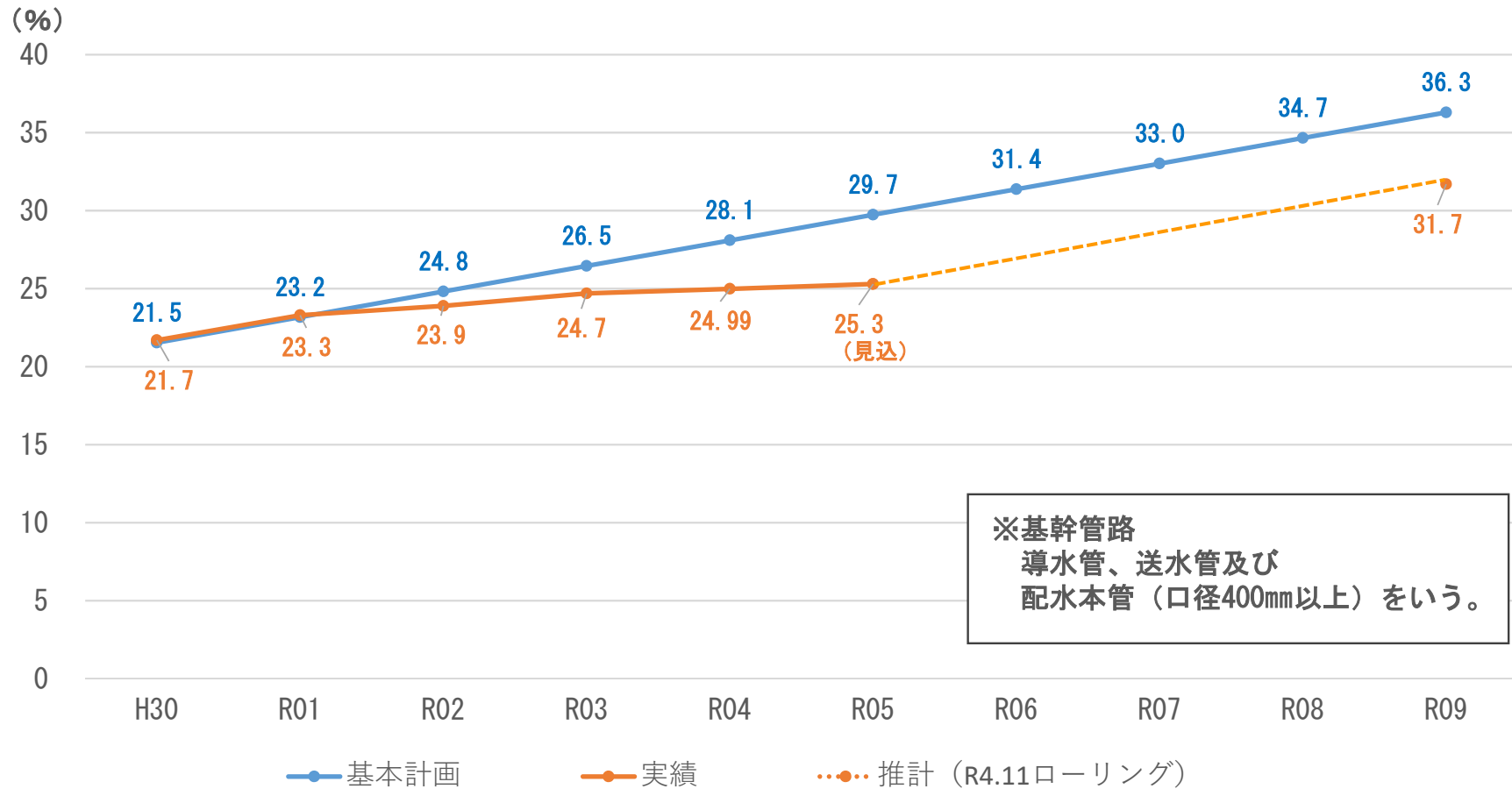
	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
資本的収入	4,149	7,653	5,835	5,760	5,430	1,165	6,930	7,994	9,297	8,407	7,377	69,997
資本的支出	14,730	18,802	16,297	17,609	16,023	6,463	17,882	18,912	20,401	18,702	17,843	183,664
(広域+更新)	10,196	11,874	9,065	9,950	9,591	4,844	10,588	13,082	13,739	12,416	11,093	116,435
資本的収支不足額(▲)	▲ 10,581	▲ 11,149	▲ 10,463	▲ 11,848	▲ 10,593	▲ 5,298	▲ 10,951	▲ 10,918	▲ 11,104	▲ 10,295	▲ 10,466	▲ 113,667

○基本計画と実績・推計との比較 (増減)

(単位：百万円)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	4→5繰越	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	計
資本的収入	▲ 2,905	▲ 475	▲ 1,174	▲ 1,175	▲ 1,210	1,165	201	943	2,710	1,615	439	132
資本的支出	▲ 2,090	512	▲ 383	1,352	105	6,463	1,651	2,251	4,692	2,540	1,810	18,902
(広域+更新)	▲ 1,692	▲ 1,423	▲ 2,983	▲ 1,720	▲ 1,621	4,844	▲ 1,162	859	2,383	503	▲ 821	▲ 2,834
資本的収支不足額(▲)	▲ 816	▲ 987	▲ 791	▲ 2,526	▲ 1,315	▲ 5,298	▲ 1,449	▲ 1,308	▲ 1,983	▲ 925	▲ 1,371	▲ 18,770

【資料】基本計画と現状との比較 基幹管路耐震化率の推移



【資料】基本計画と現状との比較 財政収支の2指標

○基本計画の財政収支見通し

(単位：百万円、倍)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
内部留保資金（資金残高）	14,988	13,986	13,615	13,540	13,459	13,199	12,792	12,768	12,378	12,207
内部留保資金／料金収入	0.76	0.71	0.70	0.70	0.70	0.69	0.67	0.67	0.65	0.65
企業債残高	58,244	59,815	60,165	60,088	60,266	60,607	61,499	62,361	63,584	64,973
企業債残高／料金収入	2.95	3.04	3.09	3.11	3.13	3.16	3.22	3.28	3.36	3.44

○令和4年度までの実績及び5年度以降の推計（R4.11ローリング）

(単位：百万円、倍)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
内部留保資金（資金残高）	24,964	26,247	26,395	24,584	23,434	17,211	15,887	14,736	13,584	12,344
内部留保資金／料金収入	1.24	1.32	1.34	1.26	1.23	0.89	0.83	0.77	0.71	0.65
企業債残高	55,385	55,282	54,305	53,971	53,090	54,667	56,297	59,323	61,858	63,539
企業債残高／料金収入	2.75	2.78	2.77	2.77	2.78	2.82	2.92	3.09	3.25	3.35

○基本計画と実績・推計との比較（増減）

(単位：百万円、倍)

	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度
内部留保資金（資金残高）	9,976	12,261	12,780	11,044	9,975	4,012	3,095	1,968	1,206	137
内部留保資金／料金収入	0.48	0.61	0.64	0.56	0.53	0.20	0.16	0.10	0.06	0.00
企業債残高	▲ 2,859	▲ 4,533	▲ 5,860	▲ 6,117	▲ 7,176	▲ 5,940	▲ 5,202	▲ 3,038	▲ 1,726	▲ 1,434
企業債残高／料金収入	▲ 0.20	▲ 0.26	▲ 0.33	▲ 0.35	▲ 0.35	▲ 0.34	▲ 0.30	▲ 0.19	▲ 0.11	▲ 0.09

平成30年水道法改正の概要①

改正の概要

1 関係者の責務の明確化

2 広域連携の推進

3 適切な資産管理の推進

- 水道施設の維持・修繕、水道施設台帳の作成・保管
- 長期的な観点からの水道施設の計画的な更新
- 水道施設の更新費用を含む収支見通しを作成し、公表に努める。

4 官民連携の推進

5 指定給水装置工事事業者制度の改善

平成30年水道法改正の概要②

水道料金算定方法の明確化等

供給規程に関する事項

- 資産維持費の定義
- 水道料金の設定方法（収支の試算を踏まえた設定、定期的な見直し）

資産維持費の定義

- 資産維持費 = 水道施設の計画的な更新等の原資として内部留保すべき額

水道事業等に係る収支の見通しの作成及び公表

- 事業経営の将来的見通しを把握するため、事業に係る収支の見通しを作成
- 試算に基づき、10年以上を基準とした合理的な期間について収支の見通しを作成し、公表に努める。
- 作成した収支の見通しは、3～5年ごとの見直しに努める。

水道法改正に伴う水道料金設定方法

- 更新投資の費用を含む長期的な収支を試算
- 水道料金は、試算結果に基づき3～5年間について算定され、その算定期間ごとの適切な時期に見直しを行う。

平成30年水道法改正の概要③

水道料金の設定・見直しに関する規定

別紙2

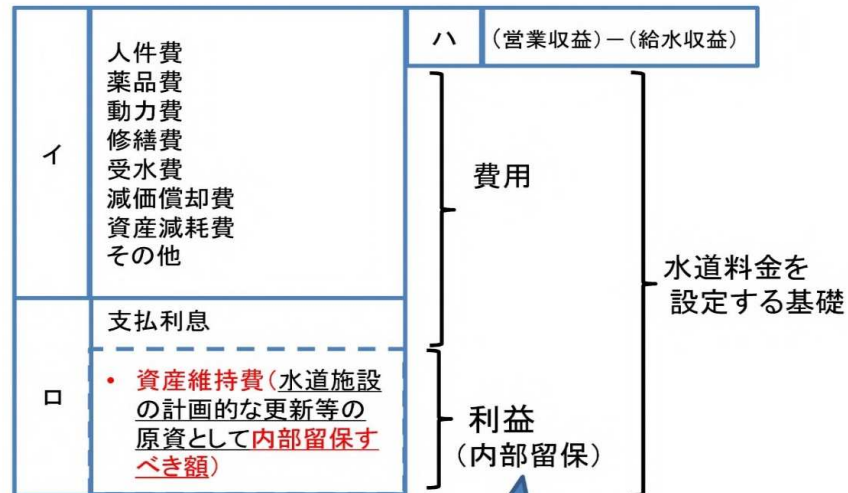
平成30年水道法改正により、水道料金の設定・見直しに関する規定も改正された。

水道法施行規則第12条(供給規程)

一 **料金が**、イに掲げる額とロに掲げる額の合算額からハに掲げる額を控除して算定された額を基礎として、合理的かつ**明確な根拠に基づき設定されたもの**であること。

二 第十七条の四第一項の試算を行った場合（**水道施設の更新を含む長期的な収支の試算**）にあつては、前号イからハまでに掲げる額が、当該試算に基づき、算定時からおおむね3年後から5年後までの期間について算定されたものであること。

三 **料金が、3～5年ごとの適切な時期に見直しを行うことと**されていること。



資産維持費:

日本水道協会の「水道料金算定要領」には、**対象資産**(※)に対して**3%**を標準として計上するとされている。

(※対象資産:将来的に維持すべきと判断される償却資産)

損益計算書の「当年度純利益」に計上

出典：
令和5年7月6日付け
厚生労働省水道課長通知
「水道施設の更新に係る状況を踏まえた計画的な更新及び適正な水道料金の設定等の促進について」

料金統一化、基本計画関係スケジュール

年度	料金統一化	取組み		料金改定 (予定)
		施設整備計画 (広域・経年更新)	財政収支見直し	
R 5	<p>○「香川県広域水道企業団水道事業等審議会」設置 〔「統一料金のあり方」を諮問〕 ・年3回程度の開催</p> <p>●論点整理</p>	<p>現計画ローリング</p> <p>・次期施設整備計画 (R10～) を視野に入れて 現広域計画の精査及び必要な基礎資料の 作成 中讃(R4完了)、西讃、高松・東讃</p> <p>・アセット・マネジメント作成</p>	<p>・R10以降の財政収支基 本方針の検討</p>	土庄
R 6	<p>●基本方針 (案) 策定 (上記「論点」について方向性を取りまとめ)</p>	<p>・次期施設整備計画 (R10～) (概案) 策定</p> <p>R9 までの施設整備計画見直し及び財源確保のあり方を整理</p>	<p>・R10以降の財政収支見 通しの検討</p>	
R 7	<p>●料金制度 (概案) 作成 〔上記「基本方針」を踏まえて制度 (料金) 水準・料金体系) の概要を取りまとめ〕</p> <p>●答申</p>	<p>・次期施設整備計画 (R10～) (成案) 策定</p> <p>国土交通大臣に水道事業変更認可申請</p>	<p>・R10 以降の財政収支見 直し策定</p>	東かがわ
R 8	<p>○料金制度 (成案) 作成 ○企業団議会 (秋) に条例提案</p>			
R 9	<p>・ユーザーへ周知</p>			
R 10	<p>○統一料金スタート</p>			

令和5年6月企業団
臨時議会報告資料より